

第6回 袋井市水道料金等懇話会議事録（要旨）

期 日 平成26年10月3日(金) 午後1時15分～4時30分

場 所 袋井市役所 5階 庁議室

出席者 委員：西野勝明、田代景子、兼子文夫、高橋正則、金原萬七、豊田富士雄、
新海智美、柴田 猛、衛藤徹雄、村田朝子
(設置要綱順による 出席者10名)

市：水道部長、水道課(4名)、下水道課(4名)

コンサル：大場上下水道設計(2名)、日本水工設計(2名)

□ 開 会

□ 部長挨拶

御嶽山や広島での自然災害が発生し、行政として自然災害に対する備えをどのようにすべきか考えさせられる状況である。水道や下水道においても、災害対策は重要課題である。

今回の懇話会は、料金改定の素案を中心に議論して頂きたい。あわせて、経営改善の取り組みの一環で、収納対策の強化を実施しているが、その中間報告をさせて頂く。

本日も長時間になりますが、審議をお願いしたい。

□ 議 事

1. 第5回懇話会会議録報告(資料1)
2. 水道料金の改定案について(資料2)
3. 下水道使用料金等の改定案について(資料3)

□ 質 疑

1. 第5回懇話会会議録報告

村田委員

Q. P.5の「国から就職先が少なく、なんとか危険地域」との発言について、正確な名称を確認して報告するので、訂正をお願いしたい。

安間課長

A. 修正して再度報告する。

2. 水道料金の改定案について

金原委員

- Q. 浅羽第3水源は使用実績がないのでは。除マンガン施設を整備すると費用が掛かるから廃止したのでは。徐々に水質が悪化して廃止したとの説明だが、誤りではないか？

安間課長

- A. 浅羽第3水源については、当初は水質に問題はなかったが、クリプトスポリジウムが検出されたため廃止した。
- 他の水源では、鉄やマンガン等を除去する装置が設置されている水源もあるが、水源の老朽化や、鉄やマンガンの検出量が多くなると、水源を廃止し、移設している例もある。水源は可能な限り使用し、水質事故につながる突発的な水質変化に備えて、水源の更新費用を確保したいと考えている。

金原委員

- Q. P.3に記載されている水源の使用実績の資料を提示して欲しい。

安間課長

- A. P.3に記載されている水源はすべて使用している。使用実績は次回の懇話会で提示する。水源については自己水源と県水の受水で賄っており、実際には県水だけで大部分を賄うことは可能である。しかし、これまでの懇話会でもご説明したが、災害時に県水の供給が止まる可能性もあるため、自己水源も確保する必要がある。自己水源については、井戸の長寿命化を図りつつ、県水とのバランスを考慮し使用している状況である。

衛藤委員

- Q. 井戸について、かなり耐用年数を経過している施設が多いが、実際に弊害はあるのか？また、いつ更新する計画か？

安間課長

- A. 弊害は発生していない。ただし、先ほどご説明したように、クリプトスポリジウムや鉄、マンガンが検出されるようになった事例はあり、袋井第5水源や三川水源には除マンガン装置が設置されている。
- 水源は鏽等でスクリーンが目詰まりすると取水が出来なくなり更新する必要がある。取水ポンプの交換は故障すれば行っている。

田代委員

- Q. 内部留保資金7.2億円の根拠について、運転資金としての3億円と耐用年数を超過した施設の更新費として4.2億円ということだが、耐用年数を十数年経過した施設については理解できるが、耐用年数を1年でも超過した施設を考慮するのは極端ではないか。他の事業体では、耐用年数を過ぎた全ての施設の更新費用を考慮した計画はしてはいないと認識しているが。

安間課長

- A. 確かに耐用年数を1年でも経過した施設の更新費を計上するという点については判断が難しいところであるが、他に基準がないため、事業としての安定供給の確保を考慮して、耐用年数を超えた施設について費用計上した。

田代委員

- Q. もちろん線引きが難しいのは理解しているが、耐用年数を区切りとするのは、基準として緩いのではないか。内部留保資金の適正額という点については疑問である。

白井部長

- A. 貴重なご意見ありがとうございます。耐用年数の経過年数が1桁の設備は、ほとんどが機械設備である。井戸等については据置の施設であるため、耐用年数を超えても、可能な限り継続使用しているのは現実である。一方、機械設備については、突然故障する危険性がある。そのため、耐用年数を区切りに費用計上をしており、ご理解を頂きたい。

西野会長

- Q. 災害時に必要な資金という面も考慮しているのか？

安間課長

- A. 災害時に必要な資金としては7.7億円と試算しているが、7.2億円の内部留保資金が確保できれば、災害時でも対応可能と判断している。

西野会長

- Q. 内部留保資金は余裕資金というイメージがあるが、実際には運転資金や非常時の準備金ということか？

安間課長

- A. 平成19年度には約20億円の内部留保資金があったが、現在は約9億円まで減っており、運転資金が減っている危機感がある。内部留保資金は貯金ではない。

柴田委員

- Q. 水道料金の滞納金には利息は付けられないのか？

安間課長

- A. 延滞料等は無い。

柴田委員

- Q. 付けることはできないのか？

安間課長

- A. 条例改正すれば付けられる。

柴田委員

- Q. 実例として、仕事の関係で利息を付けると支払う場合があるため、水道料金も検討したらどうか。

安間課長

- A. 水道の場合は給水停止処置がある。ただし、給水停止は生命を脅かす手段である。実際に滞納している方の多くは生活弱者であるため、延滞料を科すことが適当か判断が難しい。実際に滞納整理を行う際、給水停止を持ち出すと多少支払うため、滞納整理を粘り強く継続するしかない状況である。

兼子委員

- Q. 袋井市私債権等管理条例とは？

安間課長

- A. 対象は「私債権」である。下水道使用料や地方税等の滞納整理の方法は、法律で方法が決まっている。しかし、水道料金等の私債権については、明確な規定がなく、民法において時効が2年と決まっただけである。よって、私債権を管理するルールを決めたのが「袋井市私債権等管理条例」である。

金原委員

- Q. 懇話会のあり方として、少量使用者の改定率を抑えて中間層の改定率を高くする案を提言するのか、全体を平均的に値上げする案を提言すべきではないか。

西野会長

- A. 中立の立場で、事務局の意見と懇話会としての意見を調整する必要があるかもしれないが、意見書に盛り込む必要があると考えている。また、事務局案を出すうえで、市長の考えと調整する必要があると思うが、その点についてはどうか。

安間課長

- A. 事務局としては、高齢者や低所得者への配慮が必要と考え、少量使用者の改定率が低い案を事務局案としている。(参考資料として県内事業体の水道料金、下水道料金の順位表を配布)

柴田委員

- Q. 他の事業体はいつ時点の料金か？他の事業体は料金改定しないのか？

安間課長

- A. 現在の料金である。

柴田委員

- Q. 他の事業体も料金改定するのでは？

安間課長

- A. 島田市で料金改定作業をしていると聞いている。

柴田委員

- Q. これから料金改定を行う事業体があるのであれば、順位は変わってくるのでは？料金改定後の順位が県内で上位になるのであれば、反対されてしまうのでは？

安間課長

- A. 現段階では、料金改定予定の情報は島田市と聞いている。

柴田委員

Q. これ以上に順位が上がることはない？

安間課長

A. 上がることはない。

西野会長

Q. 料金改定後の順位が県内で上位になるのが気になる。ただ、別紙資料 2 の料金改定の主旨が非常に重要である。防災対策として、袋井市の場合は地盤が悪いため、施設の耐震化の状況等で説明がつくのだろうか？

安間課長

A. 前回料金改定の懇話会において、3～5 年で料金の見直しを行うよう提言されている。また、前回の料金改定から 5 年経過したが、その間にリーマンショックや東日本大震災が発生し、水需要の状況も変化して経営状況に影響が出ており、水需要予測を見直している。また、南海トラフ地震など大規模地震対策として、基幹管路の耐震化を計画しており、その財源を確保したい。これら今回の料金改定の主旨となる。

柴田委員

Q. この料金は 2 ヶ月分の料金か？

安間課長

A. 2 ヶ月分である。

柴田委員

Q. 40m³ は何人家族なのか？

安間課長

A. P. 9 にも示しているが、袋井市の平均世帯人員が 2.73 人である。一人当たりの使用水量が 1 ヶ月で約 7.5m³ であるから、平均世帯の 2 ヶ月の使用水量が 40.9m³ となる。よって、平均世帯の使用水量が 40m³ である。

衛藤委員

Q. 私の家の水道料金は概ね 4,000 円で、夏場は 6,000 円程度となる。一方、電気料金は毎月 12,000～15,000 円である。他の料金と比較すると、水道料金は安いという認識はある。ただし、料金案ウのように、平均世帯の水道料金が急激に上がり負担が増加するのは問題ではないか。

村田委員

Q. いずれの案にしても、十分な説明がされるのであれば、市民は受け入れるのではないか。

安間課長

A. 平均世帯の水道料金の値上げを抑えるためには、基本料金を上げるか、従量料金の逡増度を下げる必要がある。

料金案は、老朽管更新事業や施設の長寿命化に今後必要な事業費を計上し、総括

原価方式で決定している。よって、料金収入を減らすためには、必要な事業費を減らすか、少量使用者の負担を増加させる等の調整を行うしか方法がない。

西野会長

Q. 事務局から提示された料金案ウ、カ、キのいずれを懇話会の意見としてまとめるかということであるが、いずれの案にしても、市民が納得する説明ができるかという点が重要である。

豊田委員

Q. 相対的に他市町と水道料金を比較したり、必要な事業費を算出することは議論上では重要であるが、市民に対して説明するには、単純に分かりやすく説明することが必要ではないか。

金原委員

Q. P. 7 の財政シミュレーションは、3つの料金案のうち、どの案で行ったものなのか？

安間課長

A. 財政シミュレーションの結果をもとに、料金案を策定している。

金原委員

Q. つまり、財政シミュレーションの料金収入が必要ということか？

安間課長

A. 財政シミュレーションの料金収入を得るために、P. 8 の示す8つの料金案からどれを選択するかということである。

西野会長

Q. 次回も料金案についての議論は可能か？

白井部長

A. 全体のスケジュールとしては、2月に意見書をまとめる計画であるため、残り2回を予定していた懇話会開催を3回にすることができるのであれば、今回結論を出す必要はない。また、意見書の提出時期を遅らす方法もある。

西野会長

Q. 延期を考えないとしても、あと一回は料金案について議論をする場はあるのか？

白井部長

A. スケジュールの見直しをする。残りの期間で3回の開催が可能か、委員の方々のスケジュールを調整行う。

安間課長

A. あと2回の開催を予定していた。1回目は提言書の草案作り、2回目は提言書の確認を予定していた。料金案の検討の場を設けるのであれば、残り2回の議論内容を変更するか、開催回数を増やすことになる。

西野会長

Q. 資料について、懇話会としての意見がなければ、これ以上の内容のものはでないのか？

白井部長

A. P. 10 の比較表にあるように、「料金案キ」が考慮すべき社会的背景を最も反映している。よって、P. 9 に示した、これまでの懇話会で頂いた意見や、P. 10 の比較表より、「料金案キ」が最も適しているおり、且つ、P. 9 のこれまでの懇話会で頂いた意見料金案であると考えている。

柴田委員

Q. 内部留保資金が 7.2 億円は決定事項なのか？

西野会長

A. 決定事項ではない。7.2 億円を前提とした料金案である。

柴田委員

Q. 内部留保資金の金額を下げると、料金案は変わってくるのか？

安間課長

A. おおきく変わらない。

西野会長

Q. 今回の懇話会で結論はださず、委員方には再度資料を基に再考して頂き、次回の懇話会で意思表示をして頂きたい。それでも良いか？

白井部長

A. 今日の時点では、みなさんからの意見を整理すると「料金案キ」が妥当と考えているが、次回までに意見を頂ければ再度検討する。なお、今回の懇話会としては、内部留保資金の妥当性についてと、配慮すべき料金値上げとなる使用世帯はどこか、の 2 点が主な意見と考えている。

西野会長

Q. 別紙資料 2 の料金改定の理由について、耐震化の必要性の説明で、袋井市は他市と比較して液状化の危険性が高い等、袋井市独自の事情を記載して欲しい。

兼子委員

Q. P. 3 の事業費に建屋を計上しなくてもよいのか？また、建屋は不要なのか？

安間課長

A. P. 3 の事業費に建屋分は計上されていない。また、建屋は必要である。

西野会長

Q. 内部留保資金という言葉では内容が分かり難いので、使途が分かる表現にして欲しい。

3. 下水道使用料等の改定案について

西野会長

今回の提示案について、下水道使用料の改定率が10%を超えている。本来のあり方からすると一般会計からの繰り出しも非常に多くて賄えていない状況にあるが、物価がこれだけ上がっている状況であるのを踏まえて、率直なご意見を伺いたい。

柴田委員

Q. 別紙資料3「3 改定案の考え方」において、「合併浄化槽の維持管理費も考慮する」とあるが、単独浄化槽の方を高くして、下水道に接続するほうが安くなる方向付けはできないのか。下水道の接続率が悪いなら、浄化槽よりも下水道の方が安くするといった対策はとれないのか。

石川課長

A. 単独浄化槽の清掃料金、維持管理費等と合併浄化槽は料金体系が違う。合併浄化槽の維持管理費と下水道使用料を単純に比較したものであるが、不公平にならないように別途検討している状態である。

白井部長

A. 合併処理浄化槽、単独処理浄化槽の清掃、現在2社の運搬事業者さんをお願いしているが、その料金設定については、基本的に、単価に引き抜いた量を掛けて算定している。合併浄化槽の方が、単独浄化槽の倍ほどの引抜量があるので、単独浄化槽は合併浄化槽の半分ほどの清掃料金となっている。ただ、市が処理するお金ではなく、あくまで民間ベースでの話になる。汚泥は衛生センターで乾燥、クリーンセンターで汚泥を焼却しているが、その費用は、市が組合に負担金として支払っている。公共料金のように感じるが、民間での契約となり、そこまで踏み込むわけにはいかない。ただ、合併処理浄化槽の清掃料金は、市と協議のうえ、若干下げて頂いた。行政サイドのみでは、浄化槽の処理の単価の改正は難しいことをご理解頂きたい。

柴田委員

Q. 下水道が通っているところを、いかに下水道につないでもらうかという施策ということになる。下水道がきていても、いつまでたっても単独浄化槽を使って、公共下水の考え方からいうと芳しくない。何かいい方法はないのか。

西野会長

接続率を上げることと、負担の公平についてが焦点になっている。負担の公平を重視すると使用料が上がり、接続率を上げること重視すると使用料を上げられない。このバランスをどう考えるか。

田代委員

Q. 別紙資料 3 について、平成 28 における汚水処理費の棒グラフについて、使用料で賄う経費はどこまでの範囲なのか。

石川課長

A. 全部ということになる。基本的に一番左の部分、汚水処理費の中の起債償還費・維持管理費を最終的に賄いたい。Case1 であるならば、維持管理費を早期に賄って改定率 26%ということになる。

田代委員

Q. 賄うべき経費は薄水色の部分を指しているのか。

石川課長

A. 最終的には、基準内の繰入金をなくすという目的がある。左側の矢印が示す汚水処理費の部分全てを賄いたいと考えている。

田代委員

Q. 資料 3 P4 の汚水処理原価と、汚水処理費は同じものか、違うものか。

石川課長

A. 汚水処理原価は同じである。

田代委員

Q. 汚水処理原価と汚水処理費の使い分けをしているのではないか。

石川課長

A. 同じものである。汚水処理費を処理水量で割っている。

田代委員

Q. 汚水処理費に書き換えて大丈夫か。

白井部長

A. 別紙資料 3 の汚水処理費は、汚水処理に必要な金額の総額を表している。一方で、資料 3 P4 の汚水処理原価は、汚水処理費の総額を分子としまして、分母に処理した水の量を割り戻したものが汚水処理原価。名前は違うのは、表しているものが総額なのか 1m³ あたりであるかの違いということである。

田代委員

Q. 汚水処理原価と汚水処理費は使い分けているということでしょうか。

白井部長

A. そのとおりである。「処理費」とは総額ということである。

田代委員

Q. 汚水処理費には、起債償還費が入っているということでしょうか。

白井部長

A. 入っている。

公共下水道は、今は特別会計による会計処理を行っているが、企業会計では、収益的収支と資本費の部分で組み立てられる。公営企業の場合、起債償還費の中の元金については資本費として処理し、利子の償還費については経費で計上してい

る。特別会計の場合、起債償還金の元利償還金を資本費として、使用料で賄うということになっている。

起債償還費と維持管理費は、使用料収入ですべて賄いなさい、というのが基本的な考え方であり、水道事業と算定の考え方が異なる。

田代委員

Q. H24 は新会計基準を導入しているのか。

白井部長

A. 水道事業は H26 から新会計基準を導入しているが、下水道は企業会計に移行していない。これから企業会計への移行にむけて、今後順次準備をしていくところである。

田代委員

Q. 別紙資料 3 の金額は、新会計基準に基づいたコストになると思うが、P4 の回収率について、H24 のデータについて祖語はないのか。

白井部長

A. 別紙資料 3 も特別会計の経費処理を基準にして考えている。P4 の回収率も左が必要な経費、真ん中が収入状況を指し、青い部分が 33% くらいしかないと見てもらえばよろしいのではないかな。

田代委員

Q. 新会計基準導入後は、汚水処理原価が上がるので、さらに回収率が下がるのではないかなと思う。新会計になって回収率が下がるのは大丈夫なのか。

久野係長

A. 水道事業の企業会計に関してのことであり、下水道はまだ企業会計を採用していない。

西野会長

Q. 数字を確認したいのだが、別紙資料 3 の棒グラフの水色の部分が 33% と仰っていたが、資料 3 の P4 は 36.6% と書いてあるが。

白井部長

A. 経費回収できているのが、約 36% 相当と考えて頂きたい。

西野会長

Q. 改定後は何%になるのか。

石川課長

A. 改定後は 43% になる。

田代委員

Q. 左側の黄土色の矢印も何を示しているのかわからない。

石川課長

A. 右側はここまでの維持管理費ということで矢印を引いている。

田代委員

Q. 黄土色の線が何を意味しているのか書いてない。75%、84%って何に対してか書いていない。汚水処理費の総額も書いていない。図表はデリケートなので、コメントを入れるなど注意して、作り直して頂きたい。

西野会長

Q. 各費用に金額を入れていただければ分かり易いのではないか。考え方としては、黄土色の部分を使用料収入で賄いたい、今回は人件費除きの維持管理費を使用料で賄いたいということでもいいか。将来は起債償還費を全部入れた形にしたいということか。

石川課長

A. のシミュレーションの中では平成 60 年頃を目標にしている。

西野会長

Q. 段階的に何回ぐらい上げていくのか。

石川課長

A. 平成 28 年から 5 年ごとに 7 回改定する。平成 58 年が最後の改定になる。

柴田委員

Q. 平成 60 年度に達成するまで借入金は下水道料金を払っている人たちが負担するのか、税金で賄うのか。

石川課長

A. 税金となる。

柴田委員

Q. 自分で浄化槽を持っている人には不利になる。なぜそこに押し付けをするのか。なぜ負担をしなければならないのかと思う人もいる。

以前の資料で、袋井市の下水道は、使用料単価が 97.8 円/m³、汚水処理原価が 261.7 円/m³ と 3 倍近くあるが、企業の会計としてやっていけるのか。

白井部長

A. 本来は早期改正をしたいというのが本音であり、Case2 のようにできるだけ早めに汚水処理費を 100%回収できるのが、改定率が 55%ということになる。

一方で、汚水処理費を使用料収入ですべて賄うのが理想であるが、将来的に、達成されるのが平成 60 年度ということになる。

合併浄化槽の清掃料金は個人持ちでお願いするしかなく、衛生センターで出てきた汚泥の焼却は、クリーンセンターで税金を使って処理するということになる。これは、一般廃棄物の取り扱いとして公費でやることが決まっている。

汚泥処理、汚泥焼却処分まで使用料で賄うということになると、税金の投入は基準内繰入の範囲内でお願いしている。

今は、柴田委員の指摘通り、（下水道使用料と浄化槽の個人負担の）バランスがとれていない。それをいかに早く平準化していくかが行政サイドとしての課題を受け止めている。平成 60 年度を目標に回収していくのか、もっと早く回収して

いくのかで大きく左右してくる。激変を避ける意味を込めて、提案させて頂いているのは改定率 12%程度で一般管理費の経費までは賄えるようにしていきたいという考え方である。

柴田委員

Q. 接続率を上げていかないといけない。

白井部長

A. 公共下水道の中での経費の支出をどうやって抑えていくかも必要な部分である。懇話会や議会では、公共下水道での整備区域を見直して費用を抑えたらどうかという話も出ており、今後検討していかなければいけない。
市民の方の負担として、建設費、維持管理費、それから合併浄化槽では、衛生センターの処理費、クリーンセンターでの汚泥の処理費、また、公共下水道では今まで使ったお金をどうやって返還していくか、これから使うお金については、公費をどのくらいお願いできるのか、使用料とのバランスをどうやって設定していくか、非常に難しいところであるので、時間をもらって検討していくということでご理解頂きたい。

柴田委員

Q. 下水道の接続率はどのくらい？

白井部長

A. 今は 85.6%くらい。

柴田委員

Q. 261.8 円/m³ と出ていたものは下がるのか。

白井部長

A. 汚水処理原価は面積や接続率が上がると、スケールメリットが働き、単価的には若干下がると考えられる。

柴田委員

Q. 100%は無理にしても、95%くらいはもっていく努力をしないと不公平感がある。

白井部長

A. 汚水処理原価は、接続人口が増えることによって単価が下がるということが考えられる。接続率の推進は公共下水道の中では重要な課題として認識している。なかなか 100%は難しいので、まずは 90%を目標にしたい。

柴田委員

Q. 使用料を上げさせてくれというからには、原価をこのくらい下げているという努力を見せないといけない。

白井部長

A. 公共下水道の中でも接続率の推進が課題のメインの一つになってくると思われる。水道事業と合わせた使用料の収納率もどれだけ上げるのか、また今後事業を実施していくなかでの経費をどれだけ削減していくのか、建設を効率化してどれ

だけ建設費を抑えていくかなど、総合的な経費抑制に向けた対応はずっと続けていかねばならないと考えている。

西野会長

Q. 水道事業の資料では、県内の順位が出ていたが、下水道はどうか。

石川課長

A. 水道の資料は、下水道使用料を含んでのものである。

村田委員

Q. 順位は目に見えるものだから、流されやすくはなるが、ある一定のところまで上がって行っても、その後下がっていくこともある。そういうのも示して頂きたい。原点に戻って、どこまでやるのか、どこまで伸び率があって、どこから下がり、という事業目標を示して頂き、市民に説明する際には、そのバランスのとり方を考えて頂きたい。

白井部長

A. これからの大きな課題と考えている。今の料金体系を維持した時に、何が一番の課題かという、一般会計繰入金をいかに減らして行くかということになる。そこだけを捉えていくと、建設費を抑えて経費を縮小すると、合併浄化槽の区域が広がることになる。今の状況でいうと、合併浄化槽の清掃料金の方が高いので、今よりも市民の方に将来的には負担をお願いせざるを得ない区域が広がるということになるということがいえる。

村田委員

Q. ここまでやればだいたいバランスが取れるというところが見えているのではないかな。

白井部長

A. ひとつの仮定に基づいて来年度から検証していく。

西野会長

Q. 自己負担分と公費負担分を含めた下水道に係る経費と、浄化槽利用した場合の自己負担と公費負担、全部出してどういう単価になるか計算できないのか。

白井部長

A. 1人あたりの単価は複雑で出てこない。今の公共下水道区域の決め方については、国土交通省、環境省、農林水産省の3省が決めたマニュアルによって、公費・私費を含めた総合的なコスト比較を行ったものである。その際には、集落を囲ったり、接続検討を行ったりするが、その際には袋井市独自の単価のチェック、公費・私費の負担の分け等を一つ一つ検討していかなければならず、また、公費・私費の負担については議会や市民に諮らなければならないので、時間をかけていかねばならないことをご理解頂きたい。

西野会長

Q. 現時点での公共下水道の利用者と浄化槽の利用者の公費負担を含めた料金比較

ができないのか。値上げの理由の一つとして、負担のアンバランスを是正するという理屈付けが立つかどうかだ。

高橋委員

Q. P4 表-2.1 の金額は今後工事をして増やす地域と現在の地域の差が含まれているのか。維持管理費が使用料収入で約 3 割しか賄えないので、収入が増えれば約 4 割になるということか。

石川課長

A. 改定した場合、平成 28 年は 4000 万ほど増収になる。平成 32 年までいくと維持管理費のうちの一般管理諸経費が賄えるということになる。維持管理の中でも人件費等は賄いきれないということになるが、一般管理諸経費を賄っていこうということになる。

財政シミュレーションにおける事業ということだが、全体計画で位置づけられている区域ということになる。

西野会長

Q. 制度的に起債償還費を含めた分を使用料で賄いなさいということは、その時点まで行ったときに、初めて負担の公平が実現できるということに制度的にはなっているということか。浄化槽を使っている人たちとの負担の公平も考えてということか。

白井部長

A. 単年度の経費は、100%使用料で賄うのが最終的な考え方になる。

西野会長

Q. 建設償還費も起債償還費に入っているのか。

白井部長

A. 起債償還費に入っている。それも使用料で賄うのが基本の考え方。ただし、起債償還費以外での国庫補助等が入ってこない。

衛藤委員

Q. 下水道を使う方と単独浄化槽を使う方を比較すること自体無理がある。別々に考えるべき。

白井部長

A. 制度上離れすぎている。近似値であれば議論になるが、現実には厳しい。

豊田委員

Q. 下水道会計はあるのか？

白井部長

A. 一般会計と違い、下水道は特別会計がある。

豊田委員

Q. 汚泥は焼却処理するだけでなく、肥料として出す等は考えないのか。下水道はかなりの静脈産業をやっていると思う。単に処理するだけでは無く、上下水道事業

は産業だという発想で取り組むべきではないか。

白井部長

A. 公共下水道が始まったころは、コンポストとして、たい肥化をしていた。世界的にリサイクルが重要とされており、下水道では他に溶融スラグとして舗装等に使われるものもあり、処理水を中水に使う、メタン発酵等の例がある。

しかし、袋井市の規模だと採算に合わないのが現実問題としてある。将来的には、やっていかないといけない時代がくるかもしれない。

西野会長

次回に向かって 12%という数字がでたので、きちんとした議論をしていかないといけない。前回の水道料金よりも説明が難しいと感じている。一般的にわかりにくい。なぜ污水处理費のうちの 36.6%しかないものを 43%にしたいと一般住民に言っても非常にわかりづらい。理由付けをもう少し考えなければいけない。

いろんな公共料金を含めて上がっている段階で、かなりインパクトが大きいので配慮も必要になる。その辺も含め、次回詰めていきたい。

公共下水という事業が費用逓増型の事業なのか、費用逓減型の事業なのかをぜひ教えて頂きたい。

料金が逓増型だが、費用逓増型のビジネスだから採用できる。装置型の作業は本来初期費用が高くて利用者が伸びれば伸びるほど、単位あたりのコストは下がるはず。費用逓減型になるはずが、費用逓増型で料金が組んである。その辺をもう少し詰めておきたい。大口利用者についての負担を減らすという理屈なら、本来、費用逓減型なので大口利用者については電気料金と同じように、料金単価は安くなるはずだ。

事業のモデルとして費用逓増なのか費用逓減なのか教えて頂きたい。